

令和 6 年 5 月 23 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01269

研究課題名（和文）学校における宗教的出自の多様な子どもの信教の自由に関する日加比較研究

研究課題名（英文）A Comparative Japanese-Canadian Study on Religious Freedom of Children of Diverse Religious Origins in Schools

研究代表者

栗田 佳泰（Kurita, Yoshiyasu）

新潟大学・人文社会科学系・准教授

研究者番号：60432837

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、多文化国家・移民国家の成功例として知られるカナダを素材に、宗教的マイノリティの子どもを受入にかかると憲法問題について取り組んだ。日本の学校におけるマイノリティの子どもへの教育については、そもそも日本語の習得に困難がありドロップアウトする子どもが多いといった問題や、学校教育における宗教的中立性について必ずしも理解が進んでいないといった実情があり、本研究では、まず、それらの論点について憲法の観点から考究した。また、カナダを訪問し、現地での大学教育等の在り方について調査した。これらの知見は、引き続き、日本の学校におけるマイノリティの受入という喫緊の課題に対応するのに役立つであろう。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学校教育の内容がいかにあるべきかについて、憲法学は従来から関心を抱いてきた。しかし、マイノリティの子どもを学校教育からドロップアウトさせずに受け入れていくために憲法学がどのような知見を提供しうるかについては、必ずしも十分に考察されてこなかったように思われる。もちろん、信教の自由との関連では伝統的に議論が行われてきた。だが、判例上、学校教育の場面における信教の自由の保障は不明確である。そこで本研究は、宗教と同様に、しかし場合によってはより深刻に問題となる言語教育や、学校で宗教を教える上で考えるべき中立性について、憲法的観点から考察を加え、より充実し、かつ公正な教育が求められることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In this study, constitutional issues relating to an accommodation of children of religious minority in school were addressed, using Canada, known as a successful example of a multicultural and immigrant country, as an instance. This study examined these issues from a constitutional perspective. In addition, I visited Canada and investigated a real education there. These findings will continue to be useful in addressing the urgent issue of the inclusion of minorities in Japanese schools.

研究分野：憲法学

キーワード：多文化共生 信教の自由 行政裁量 学校教育 比較憲法 リベラリズム ナショナリズム リベラル・ナショナリズム

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

外国人材の活用が進展するにつれ、日本の学校に通うその子どもの数は増加するであろう。その事実は、学校における子どもの信教の自由を、今までとは違うレベルで問題にする。

一方、多文化国家・移民国家の成功例として知られるカナダは、歴史的にイギリス系・フランス系の植民者と、先住民、そして移民の多様な宗教的・文化的出自を有する国民を擁している。また、判例上、日本に比して、学校においても信教の自由の保障が比較的明確になされており、そのことは、宗教・文化的多様性にもかかわらず、社会統合に資していると考えられる。

日本とカナダとの距離は、地理的にも法・政治制度的にも決して近くはない。日本はドイツの影響を受けた大陸法系の法文化を有するのに対しカナダはイギリスの影響を受けた英米法系の法文化を有する。また、日本は中央集権国家であるのに対し、カナダは州の存在感の強い連邦制国家である。一方、そうした距離にもかかわらず、共通点はある。カナダも日本と同様に立憲君主制国家であり、かつ、成文憲法典を有する。これらの点は、他の G7 諸国の中では、日本以外にはカナダにしか見られない。もちろん単純比較は許されないが、社会統合の在り方については、カナダから学ぶところは多いように思われる。

しかし、日本の憲法学において、カナダが比較法の対象国とされることは稀である。とはいえ、近年、関心をもつ者は徐々に増えつつある。たとえば、松井茂記による『カナダの憲法 多文化主義の国のかたち』(岩波書店、2012年)の出版は、日本におけるカナダ憲法研究の途を広く開くものであったし、そのカナダの違憲審査制研究の先駆である佐々木雅寿(近時のものとして『対話的違憲審査の理論』(三省堂、2013年))をはじめ、平等原則については白水隆(『平等権解釈の新展開：同性婚の保障と間接差別の是正に向けて』(三省堂、2020年))などの研究者によって、カナダ憲法研究は広がりを見せつつある。

もっとも、それでも、法の伝統的な輸入元とされるドイツやアメリカ、イギリス、フランスほどの関心を集めるには至っていない。それには、必ずしも「なぜ、カナダを研究すべきか」という問いに対して応える蓄積があるとはまたいえないという理由が考えられる。そこで、本研究では、カナダの単なる制度紹介や判例紹介ではない、多角的・多面的な視野から、カナダの取組みを参照すべき根拠となる理論等に注目することとした。

このように、研究開始当初の背景としては、日本における外国人あるいは外国出身の子どもをいかにして学校に受け入れ、社会に統合するかという問題関心があり、それへの対応として、カナダにおける社会統合の在り方を調査しようとする動機があった。

## 2. 研究の目的

カナダ最高裁判所は、生徒の宗教的義務の履行を禁止する学校側の決定を信教の自由違反として無効としたことがある (*Multani v. Commission scolaire Marguerite-Bourgeoys*, [2006] 1 S.C.R. 256.)。この判決は、カナダの「多文化主義」を問い直すものとしてカナダ国内外の関心を広く喚起した。また、カナダ最高裁は、宗教系私立学校のカリキュラムを承認しなかった州教育担当大臣の判断につき、「比例分析 (proportionality analysis)」の手法を用いつつ、当該大臣の行政裁量統制を行い、私立学校の信教の自由の価値と比例的でないとして、裁量逸脱の違法を認めたこともある (*Loyola High School v. Quebec (Attorney General)*, [2015] 1 S.C.R. 613.)。このように、カナダでは、学校における信教の自由は比較的明確であり、学校外の社会とのあいだで緊張をはらみつつも、多様な宗教的出自の子どもの統合に資していると考えられる。そこで、本研究は、日加比較を通じて、学校におけるそうした子どもの信教の自由の在り方を探究することを目的とした。一方、その前提として、日本とカナダの憲法解釈において基調と考えられるリベラリズムの理論を明らかにするとともに、信教の自由だけでなく、その自由の前提となるような要素(例えば言語的権利)についても広く扱うことで、説得力ある研究を目指した。

## 3. 研究の方法

基本的には、国内外の文献を研究することで本研究は遂行された。2020~2022年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインによる研究活動(オンラインによる学会・研究会への参加)とともに、オンラインあるいは海外からの書籍の取り寄せ等によって収集可能な資料による調査を行った。

2023年度においては、カナダでの現地調査(アルバータ大学ロースクール・憲法研究センターでの調査等)も行った。

## 4. 研究成果

本研究においては、単純比較を避けるべく、「なぜ、カナダを研究すべきか」について考察する必要があった。そこで、日加比較憲法の基礎法・政治哲学的意義について序論的考察を行うとともに、本研究の目的である、日本の学校における宗教的出自の多様な子ども（親が少数派の宗教をもつ子ども）の信教の自由や統合の在り方について若干の考察を行った（栗田佳泰「日本の憲法からリベラルへ」法律時報 93 巻 1 号（2021 年）11-16 頁）。同論文では、日本の憲法学におけるリベラリズムの位置づけを近年の多文化主義と政治学の文脈から整理した。その最後に、カナダの著名な政治哲学者の一人、ウィル・キムリッカ（Will Kymlicka）がカナダの現実から出発して影響力あるリベラリズムの議論を打ち立てたように、日本の現実からリベラリズムの議論を組み立てることの可能性について触れた。

次に、宗教を含む文化的内容を子どもに伝達する媒介であるところの「言語」に着目する必要があった。外国人あるいは外国出身者の子どもを取り巻く環境は、宗教的マイノリティであることと同様に言語的マイノリティであることから苛酷なものとなりがちであり、学校からドロップアウトする子どもたちについて広く報道されるところでもある。そこで、日本語を母語としない子どもに対する日本語教育と母語教育の憲法的位置づけについて、若干の考察を行った（栗田佳泰「外国人あるいは外国出身者の子どもの『教育を受ける権利』に関する序論的考察——日本語教育を受ける権利と母語教育を受ける権利の憲法的保障について——」法政理論 54 巻 3・4 号（2022 年）1-35 頁）。同論文では、外国人の子どもには憲法上の教育を受ける権利は保障されていないと示唆する政府見解について、教育を受ける権利を含む社会権は外国人には保障されていないとするかつての通説との類似を指摘しつつ、判例上、日本国民の優先的取り扱いが許容され、必ずしもそれと同様の法律による保障が受けられないとしても、そこから外国人には社会権が保障されないとするのは飛躍であると主張した。結論として、日本社会に生きる子どもにとっては、その国籍や出身に関係なく、日本語への習熟は市民としての成長に、また、自らのルーツを知り尊重すべく母語を学ぶことは人格の完成・実現に、それぞれ密接に関わるものであるから憲法的に保障されるべきであって、場当たりのではなく憲法上の根拠に基づきこうした子どもに対する教育施策は展開されるべきであると論じた。

そして、日本の文化的背景は東アジアのそれであり、欧米との差異性をどのようにふまえるかを検討することなく、単にカナダの例を日本に紹介するだけでは、日本の公教育に対する示唆として不十分か、悪くすれば不適切であることから、今の公教育における中心的な教育内容の一つである「批判的思考」を教えるためにはいかにする必要があるか考察した。「批判的思考」は、学校教育法では「健全な批判力」として、学習指導要領上は「多面的・多角的」な考察として扱われる欧米由来の論理力重視の思考とされる。そうした「批判的思考」は、日本では他者とのコミュニケーションや共感を通じて時間をかけて学ぶのでなければ受け容れられ難いという調査結果から、「主権者教育」において主軸となる「政治的リテラシー」教育においても、そのような観点が必要であると指摘し、日本における宗教教育もまた、政治同様に対立する価値観の調整を可能とするリテラシー教育であるべきであると論じた（2023 年 5 月 21 日開催の日本選挙学会で報告）。また、上のような研究の着想を得るまでに日本心理学会の機関誌に記事の掲載の機会を得た（「憲法学の領域から」心理学ワールド 101 号日本（2023 年））。

上述の日本選挙学会での報告内容は、栗田佳泰「憲法上の公正な政治教育の義務と教育における『中立性』の観念」法政理論 56 巻 2 号（2023 年）1-27 頁にて公表した。同論文は、本研究のテーマである学校における宗教的出自の多様な子どもの信教の自由について考察を深める前提として、政治的中立性をとりあげるものであった。同論文は、政治的中立性との類比の下で宗教的中立性について考察すべきであり、政治にまったく触れない教育が妥当ではないのと同様に、宗教についてまったく触れない教育もまた妥当ではなく、学校における宗教教育の現状は不十分なものであり、その拡充が宗教的マイノリティの受入のために必要であると主張する。

本研究最終年度の 2024 年 2 月、本研究当初から計画していたカナダ訪問を実現することができた。本務との調整上、一週間という短い期間ではあったが、本務校連携先であり、前カナダ最高裁長官や現最高裁判事を輩出しているアルバータ大学ロースクールを訪問することができた。コロナ禍による停滞はあったものの、カナダ訪問を実現し憲法研究者の国際的人脈を広げることができたのは、今後の研究の展開のための布石としても意義深いと考えている。

信仰に起因する個別具体的な作為・不作為が問題となって学校からドロップアウトするケースよりもむしろ、学校で宗教的・言語的マイノリティであることが十分に配慮されないために、あるいはそうした教育が不十分であるために、学校からドロップアウトしてしまうケースが、マイノリティの子どもにとってはおそらく喫緊である。本研究は、当初前者への関心から始まったが、後者へと軌道修正を行った。その軌道修正は必要であったと考えているが、前者についても憲法上、重要な問題であるので、引き続き、広い視野からこれらにつき考察していきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 栗田佳泰	4. 巻 54巻3・4号
2. 論文標題 外国人あるいは外国出身者の子どもの『教育を受ける権利』に関する序論的考察 日本語教育を受ける権利と母語教育を受ける権利の憲法的保障について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 1-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 栗田佳泰	4. 巻 93
2. 論文標題 日本の憲法からリベラルへ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 11-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田佳泰	4. 巻 56巻2号
2. 論文標題 憲法上の公正な政治教育の義務と教育における「中立性」の観念	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 1-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 栗田佳泰
2. 発表標題 教育における「中立性」の観念 政治教育を中心に
3. 学会等名 日本選挙学会（招待講演）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------